

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

最低賃金改正に伴う「業務改善助成金」

先月の情報発信にてお知らせの通り、令和5年10月1日より最低賃金の引き上げ（山梨県は938円）が行われました。

そこで賃上げ支援のために厚生労働省厚生労働省が行っている「業務改善助成金」をご紹介します。

この「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中で生産性向上に向けた取り組みを支援するものです。

対象事業者：中小企業・小規模事業者

申請単位：雇用保険の提出事業場ごと

支給要件：①中小企業・小規模事業者であること

②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

（山梨は988円以内）

③事業場内最低賃金を30円以上引き上げること（※1）

④解雇・賃金引下げ等の不交付事由がないこと

⑤事業場内最低賃金が、令和5年9月30日時点で、令和5年10月1日発行の最低賃金以上であること

申請期限：令和6年1月31日（事業完了期限令和6年2月28日）

助成上限額：30万円～600万円（※2）

助成率：3/4～9/10（※3）

助成対象経費：① 生産性向上に資する設備投資等

② ①の内、定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車（※4）

③ ①の内、PC・スマホ・タブレット等の端末と周辺機器の新規導入（※4）

④ ①に関連する経費（広告宣伝、改築費、経営コンサルティング経費等）（※4）

※1 原則、交付決定後に引き上げる必要があります。但し、事業場内規模が50人未満の場合は申請時に引き上げが実施されていても適用となります。（令和5年4月1日～12月31日まで）

※2 引き上げ金額、引き上げる労働者数、事業場内規模(人数)により変わります。

※3 引き上げ前の事業場内最低賃金額がいくら等により助成率が変わります。

※4 以下の要件に当てはまる場合に対象となります。

- ・生産量要件・・・売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ・物価高騰等要件・・・原材料費の高騰などの外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

条件や対象経費等、詳細は以下のサイトをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

また、同様の条件にて山梨県からも上乗せ等の「山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金」を行っております。併せて、以下サイトをご参照ください。

https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/chinginhikiage_hojokin.html

「ねんきんネット」

「ねんきんネット」とは、インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもパソコンやスマートフォンから年金情報の確認等を行うことができます。

ねんきんネットのできることには、以下のようなものがあります。

- ・年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の確認
- ・「ねんきん定期便」の確認
- ・国民年金保険料に関する通知書の確認 ([社会保険料控除証明書のPDFダウンロード](#))
- ・[源泉徴収票・社会保険料控除証明書などの再交付申請](#)
- ・届出の電子申請

また、マイナポータル(デジタル庁の情報提供ネットワーク)と連携することで、通知書等をマイナポータルで受け取ることや、電子申請をマイナポータルを利用して行うことができます。

源泉徴収票や社会保険料控除証明書の再発行等もできるため、確定申告等で必要になった際も、年金事務所まで行く手間が省けます。

ねんきんネットへ登録するには以下の2つの方法があります。

1. マイナポータルから登録する

マイナンバーカードを使いマイナポータルにログインし、ねんきんネットへの連携手続きを行います。

2. ねんきんネットユーザーIDを取得する

基礎年金番号を用意してサイトより利用登録を行います。

詳しくは、以下のサイトをご参照ください。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/